姫路市成年後見支援センター

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのため、
認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方に対し、
成年後見制度の相談や利用促進、後見活動への支援を行います。

受託法人：社会福祉法人　姫路市社会福祉協議会

こんなことありませんか？

事例その1

Aさん（80代）は、重度の認知症があり、特別養護老人ホームに入所しています。

これまで、夫がお金の管理や施設との契約などを行ってきましたが、夫が亡くなり、今後は日々のお金の管理や相続などの手続きの支援が必要となりました。

成年後見制度を利用したAさんは……

後見人がAさんに代わって相続などの手続きを行い、施設費用の支払いなどお金の管理も行いました。

また、後見人が施設の職員とも相談しながら適切な介護が受けられるよう、必要な契約を行うことで、Aさんは安心して施設生活を続けることができるようになりました。

※上記の事例は、一例です。

事例その2

Bさん（50代）は、知的に障害がありますが、作業所に通いながら母親と一緒に生活しています。

Bさんは、お金の管理が苦手で、障害年金や作業所の給料を無計画に使ってしまい、お金が足りなくなると、母親に相談もなく友人や消費者金融からお金を借りてしまいます。

母親は自身が高齢となり、またBさんには兄弟もいないため、Bさんの今後の生活に不安を感じていました。

成年後見制度を利用したBさんは……

後見人がお金の管理を行い、定期的に必要なお金をBさんに渡すことでお金の使い過ぎを防ぐことができました。

また、Bさんが後見人の同意を得ないで借金をした場合でも後見人が借金の契約を取り消すことができるので、Bさんは安心して生活を送ることができるようになりました。

※上記の事例は、一例です。

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）に、お金の管理や福祉サービスの契約などを本人に代わって支援する人（ここでは「後見人」といいます。）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、本人の判断能力が十分でなくなった後に始める「法定後見制度」と十分な判断能力があるうちに将来に備えておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が不利益にならないよう、後見人を選び本人を法律的に支援します。

法定後見人制度には、本人の判断能力に応じて、**「後見」**、**「保佐」**、**「補助」**の3種類の類型※1があります。

類型※1	後見	保佐	補助
対象となる人（本人）	判断能力が**全くない**人 自分の行為の結果について合理的な判断ができず、自己の財産の管理・処分や日常的な買い物も自分ではできない状態の人。	判断能力が**著しく不十分**な人 日常的な買い物程度は単独でできるが、金銭の貸し借り等の重要な行為について合理的な判断ができない状態にある人。	判断能力が**不十分**な人 財産の管理や処分は一応できるが、本人の財産を守るためには誰かに援助してもらった方が良い人。
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立てできる人	本人・配偶者・四親等以内の親族・検察官・市長		
成年後見人等が代理することができる行為（代理権）※2	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」（注）本人の同意が必要	
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（同意権・取消権）※3	すべての法律行為	借金・不動産の売却・訴訟行為・相続の承認・放棄などの特定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める行為（注）本人の同意が必要

用語解説

※1類　　型…… 本人の判断能力の程度を示します。これは医師の判断をもとに家庭裁判所が決定します。
※2代　　理　　権…… 本人に代わって、福祉サービスの利用契約や医療費の支払い等の法律行為を行うことです。
※3同意権・取消権…… 本人が特定の行為（借金や預金の解約等）を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討し、問題がない場合に同意する権限です。（同意権）
保佐・補助の場合、保佐人・補助人の同意がない本人の行為を取り消すことができ、後見の場合、全て取り消すことができます。（取消権）
ただし、取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

任意後見制度

将来、判断能力が十分でなくなった場合に備えてあらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたいことを決め、公正証書で契約（任意後見契約）しておきます。

本人の判断能力が十分でなくなった時に、本人・配偶者・四親等以内の親族・任意後見人になる人が家庭裁判所に申立て、任意後見人を監督する人（任意後見監督人）が選出されてから、任意後見契約が始まります。

法定後見制度
～申立ての流れ～

資料準備
家庭裁判所で申立書一式を入手します。その他戸籍謄本など、申立てに必要な書類を揃えます。

申立て
書類を揃えたあと、本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。

申立てに必要な経費（後見の場合）

申立手数料	800円
登記手数料	2,600円
郵便切手代	3,600円

※保佐、補助の場合は費用が異なります。

調査・鑑定
家庭裁判所の調査官が本人や本人が選んだ後見人の候補者に会って事情を確認します。また家庭裁判所が医師に精神鑑定を依頼する場合もあります。
（鑑定費用が別途必要、3万円～10万円程度）

審判
家庭裁判所が類型を決定し、後見人を選任して、支援の内容が決まります。

審判の確定
確定後、東京法務局で後見が登記されます。

法定後見制度の申立てから審判の確定までの期間

本人からの聞き取りや鑑定手続きなどがあり、おおむね、２～３か月が必要です。

任意後見制度
～申立ての流れ～

契約内容を決める
任意後見人になってくれる人を選び、お金の管理や生活について、代わりにしてもらいたいことや報酬の金額を決めます。

《公証役場で》任意後見契約を結ぶ
公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を結びます。
公正証書の内容は、東京法務局で登記されます。

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

等

本人の判断能力の低下
判断能力の低下によって、あらかじめ結んでおいた任意後見契約について、支援してもらう必要が生じます。

《家庭裁判所へ》任意後見監督人選任の申立て
本人・配偶者・四親等以内の親族・任意後見人になる人が家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをします。

任意後見監督人の選任
面接や調査などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その後、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

※申立てに必要な手数料等は、令和元年10月1日からの金額です。

後見人の選任

家庭裁判所は、本人にどのような支援や保護が必要なのか事情を考慮し、最も適当と判断する人を後見人として選任します。

選任される人は本人の親族ほか、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）や法人の場合もあります。

※誰を後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。
※後見人の選任は、本人が病気から回復し、判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。

後見人の役割

後見人は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活・医療・介護・福祉に関し、常に配慮しながら本人を保護・支援します。

財産管理　本人の財産を適正に管理します。

- ●財産内容の正確な把握
- ●年金の受領
- ●必要な経費の支出といった収支の管理
- ●預貯金の通帳や保険証書の保管　等

身上監護　本人の生活や療養に関する職務をいいます。

- ●住居の確保及び生活環境の整備
- ●施設の入退所の契約
- ●本人の入院の手続きや福祉サービスの調整や契約　等

**※家庭裁判所は、後見業務が適切にされているか確認するため、定期的に後見人に報告させます。
不正な行為などあれば、後見人を解任する場合があります。**

後見人のできないこと

後見人であっても、できないことがあります。

- ●手術や治療の同意をすること
- ●入院や入所の際、保証人や身元引受人になること
- ●食事の世話や家事援助など、実際に介護業務を行うこと
- ●住む場所を指定すること
- ●財産を寄附したり、贈与すること
- ●遺言の作成を代理で行うこと　　等

姫路市成年後見支援センターの業務

相　談

◎職員による相談（一般相談）　無料

成年後見制度に関する相談をお受けします。
また、成年後見制度の申立て手続きや後見業務について、相談・情報提供を行います。

日時　月～金曜日　8:35～17:20（祝日、年末年始除く）

◎専門職による相談（専門相談）　無料

弁護士・司法書士・社会福祉士が成年後見制度に関する相談をお受けします。

日時　毎週火曜日13:30～16:30（第5火曜日、祝日、年末年始を除く）

※事前予約が必要です。予約は相談日の前週木曜日までにお申し込みください。
※第1、3週は、弁護士・社会福祉士　　第2、4週は、司法書士・社会福祉士

相談支援のイメージ

姫路市成年後見支援センターでは、法律・福祉の専門職や地域の関係者等と連携しながら成年後見制度を中心とした相談に対応しています。お気軽にご相談ください。

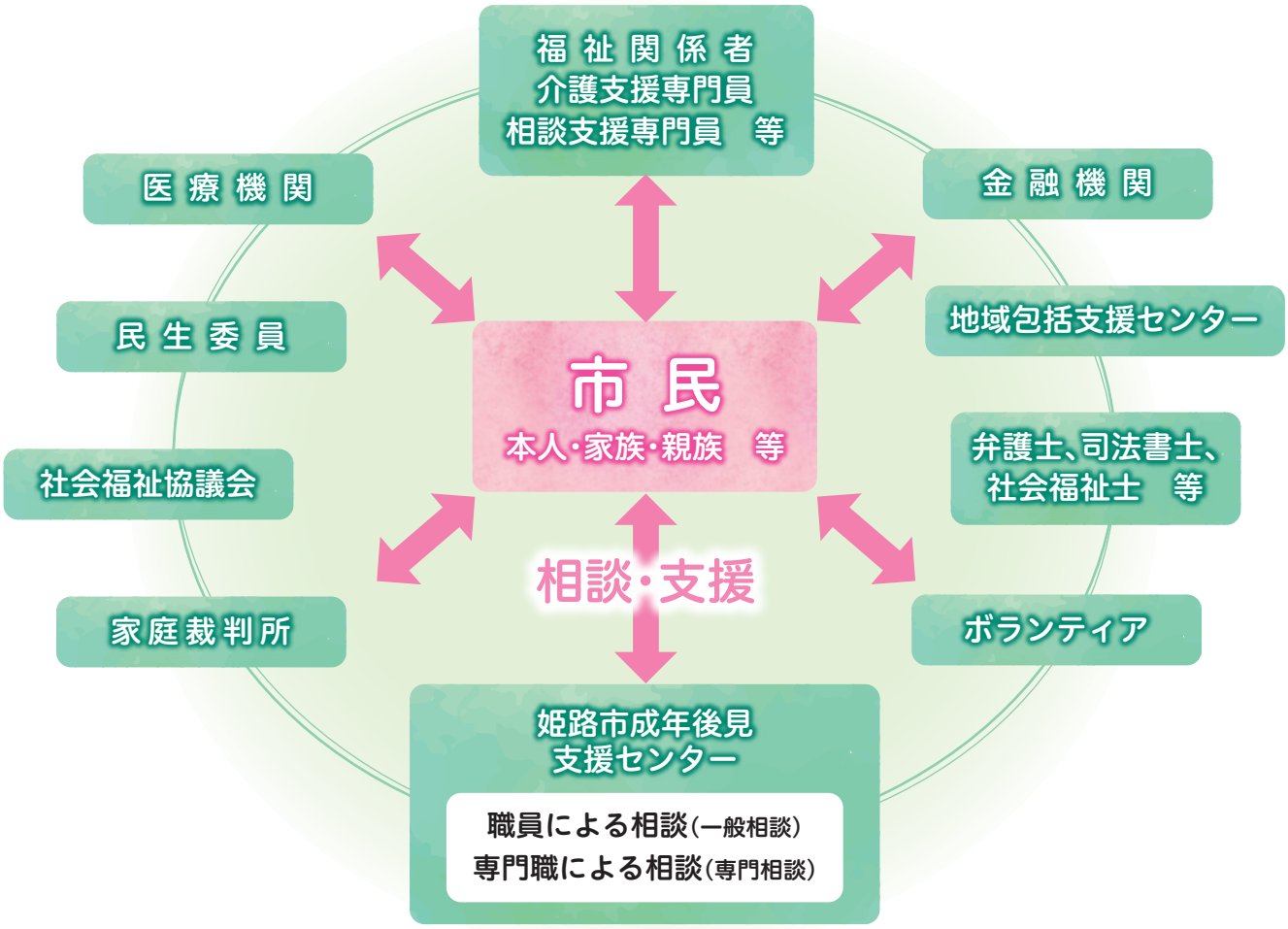

市民後見人の養成

「市民後見人」とは、一般市民の方が後見業務の担い手となり、身近な立場でボランティアとして支援をしていく専門職や親族以外の後見人のことです。

姫路市成年後見支援センターでは、市民後見人等養成研修を開催し、市民後見人を養成しています。養成研修修了後は、修了者に対し、後見活動に必要な知識や技術の維持・向上を目的とした研修を開催しています。

市民後見人の活動支援

市民後見人等養成研修の修了者を市民後見人候補者として名簿に登録します。市民後見人が活動する際は、姫路市成年後見支援センターが直接、成年後見業務の相談に応じたり、専門的な判断が必要な場合には、専門相談を活用する等の支援を行い、市民後見人が適切に活動できるよう支援します。

市民後見人 養成～活動の流れ

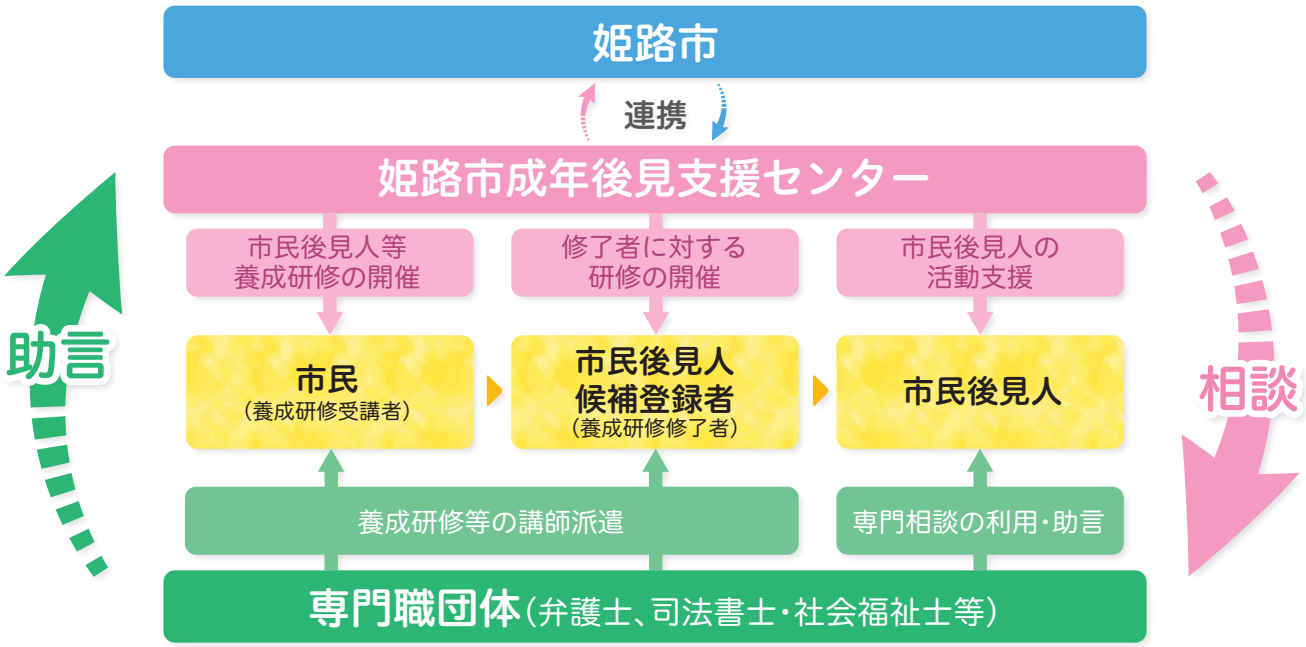

成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度の普及・啓発を目的とした権利擁護フォーラムや親族後見人に対する講座の開催、関係機関・地域を訪問して、制度の説明などを行います。

ネットワークの構築

市や成年後見制度、権利擁護に関わる専門職団体とネットワーク会議を開催し、連携を図ります。

成年後見制度に関するご相談は…

姫路市成年後見支援センター	079-262-9000	姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階
姫路市　高齢者支援課	079-221-2306	姫路市安田四丁目1番地
姫路市　障害福祉課	079-221-2309	
神戸家庭裁判所　姫路支部	079-281-2011	姫路市北条1-250

※その他、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターでも相談できます。

姫路市成年後見支援センター

（社会福祉法人　姫路市社会福祉協議会）

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階
TEL.079-262-9000　FAX.079-262-9001
メール　seinenkoukensien@himeji-wel.or.jp

受付時間	月～金曜日　8:35～12:00 13:00～17:20　（祝日、年末年始除く）

ACCESS

◎電車をご利用の場合
JR「姫路駅」下車、南出口から南へ徒歩約20分
山陽電鉄「手柄駅」下車、東南の方向へ徒歩約8分
◎神姫バスをご利用の場合
姫路駅（南口）「21のりば」より約5分
「姫路市役所前バス停」下車すぐ

MAP

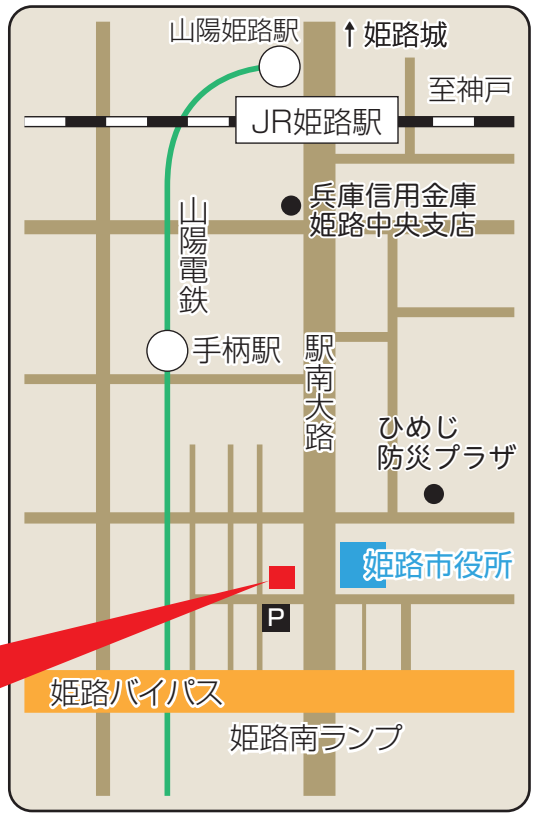

令和3年6月改訂